

障がい者(児)等の「バス特別乗車証」の更新について



現在、ご利用の「バス特別乗車証」は、10月1日(日)以降は利用できなくなります。9月1日(金)から地域福祉課で更新の受け付けをしますので、引き続き利用される方は手続きを行ってください。

対象

市内在住かつ住民登録がある方で次のいずれかに該当する方

※ただし、障がい者タクシー料金助成利用券または高齢者タクシー料金助成利用券の交付を受けている方は併用できません。

◇身体障がい者手帳所持者および第1種障がい者(児)を介護している方

◇療育手帳所持者およびその方を介護している方

◇戦傷病者手帳所持者

◇被爆者健康手帳所持者

◇精神障がい者保健福祉手帳所持者および1・2級の障がい者を介護している方

※障がい者(児)を介護している方に対する運賃無料の適用は、障がい者(児)と同乗する場合、1人に限り有効です。

※通勤等を含む営利目的のために使

用することはできません。

利用路線

半田市地区路線(全線)
知多乗合(株) 路線(市内区間に限る)

手続きに必要なもの

◇対象となる手帳

◇顔写真1枚(縦3.0cm×横2.4cm)

※介護者の写真は必要ありません。

問い合わせ

地域福祉課 ☎84-0643

新入学児童健康診断



令和6年4月に小学校へ入学する児童の健康診断を行います。

対象児童

平成29年4月2日～平成30年4月1日までに生まれた児童

※10月10日(火)までに通知書が届かない場合は、お問合わせください。

詳しい日程等は、市ホームページをご確認ください。

※受付時間など実施方法については変更する場合があります。

問い合わせ

学校教育課 ☎84-0688

住宅・土地統計調査のお知らせ



10月1日を期日とする住宅・土地統計調査を実施します。本調査は、5年毎に実施される調査で、生活に関する最も基本的で重要な調査です。

調査期間 9月～10月下旬

調査対象 3,400世帯

回答方法

オンライン回答、紙の調査票の郵送提出・調査員への直接提出のいずれか

統計調査をよそおった「かたり調査」にご注意ください!!

※調査員は、必ず「顔写真付きの調査員証」を身につけています。不審な点がありましたら、デジタル課までお知らせください。

問い合わせ

デジタル課 ☎84-0603

土地・家屋の利用方法等の変更について



家屋の取壊しや新築・増改築、土地・家屋の利用方法の変更があった場合、翌年度から固定資産税・都市計画税の額が変更になる場合があります。右記QRコードからご連絡ください。

固定資産税(家屋)の減額について

住宅の耐震改修やバリアフリーの改修、省エネ改修等を行った、一定の要件を満たす住宅については、工事完了日から3か月以内に税務課家屋償却担当へ必要書類を提出していただくことで、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税が減額対象となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。税務課までお問い合わせください。

問い合わせ

税務課 ☎84-0621



下水道計画変更(案)を縦覧します



下水道の排水区域の変更について、知多都市計画下水道の変更(案)を次のとおり縦覧します。住民および利害関係人でこの計画案について意見がある方は、縦覧期間中、意見書を提出することができます。

縦覧期間

9月15日(金)～29日(金)の開庁時間(土・日・祝日は除く)

縦覧・意見提出場所

下水道課(市役所2階)

問い合わせ

下水道課 ☎84-0675